平成２７年（フ）第４号
山口県岩国市南岩国町５丁目38番27号
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第５号
山口県岩国市南岩国町１丁目17番12―105号
債務者　沖本久美子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第７号
山口県岩国市室の木町２丁目11番40号
債務者　堀内みゆき
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第９２５号
神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上１番地の２　ライオンズマンション奥須磨105号室、従前の住所神戸市中央区中山手通７丁目11番30号　誠和マンション505
債務者　林　　優
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４４号
神戸市東灘区本庄町１丁目15番12―203号
債務者　遠藤　珠美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
神戸市北区鹿の子台北町３丁目１番３―404号
債務者　三坂千江子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
神戸市兵庫区小河通４丁目２番16号　神谷マンション405
債務者　塩川　有希
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３号
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番202号
債務者　広瀬多恵子こと　廣瀬多恵子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
神戸市垂水区多聞台５丁目１番39―104号、従前の住所兵庫県明石市松が丘４丁目２番36―101号
債務者　東　　洋志
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目９番１―307号
債務者　柏堂建装店こと　柏堂　龍造
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
神戸市兵庫区上沢通４丁目７番15―304号
債務者　中吉真由美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
青森県五所川原市字田町189番地１
債務者　蒔苗多有磨
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
神奈川県横須賀市長沢３丁目28番１号
債務者　大谷奈保子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４４号
東京都江東区亀戸８丁目23番２―1001号
債務者　甲斐田　哲
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４３号
青森県八戸市大字湊町字下条３番地３、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2420　セカンドハウス20号
債務者　河村　行男
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０６号
千葉県木更津市清見台南５丁目２番２棟105号
破産者　鈴木　克己
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１７８３号
札幌市中央区北14条西15丁目７番36―３号　あいの亭205号
破産者　仲野　　隆
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部